

改正の要旨

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎、
Child-Pugh分類AのC型代償性肝硬変における
インターフェロンフリー治療不成功後のインターフェロンフリー治療を助成対象に追加

今回の改正による主な変更点

C型慢性肝疾患 認定基準

インターフェロンフリー再治療について

※1 上記については、原則1回のみの助成とする。ただし、インターフェロンフリー治療歴のある者については、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によって他のインターフェロンフリー治療薬を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。

※2 略

※3 上記については、再治療の場合、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医の判断を踏まえた上で、原則として日本肝臓学会肝臓専門医または肝疾患に関する専門医療機関において肝炎の診療に当たっている医師が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。

※再治療の受給者証交付申請について、平成28年3月31日までに受理されたものについては、治療を開始した月に遡って助成開始とすることができます。(ただし、平成27年12月1日以降の治療に限ります。)

※意見書についての問合わせ先 福井県済生会病院 肝疾患相談支援室 (0776-28-1197)

(補足)

インターフェロンフリー治療は原則1回のみの助成ですが、肝疾患診療連携拠点病院（福井県済生会病院）に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によって他のインターフェロンフリー治療薬を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、再度助成の対象とすることができます。

拠点病院以外の医師が診断書を作成し、再治療の申請をする際は意見書が必要となります。意見書は拠点病院の医師が申請者を診察し記載する必要があるため、紹介状と意見書、診断書を申請者に渡していただき、拠点病院へ受診するよう勧めてください。